

(添付資料) 金融事業の延長等について

平成27年度末まで延長
(1年間の時限措置)

1. 地域建設業経営強化融資制度(平成20年11月～)

○ **公共工事の請負代金債権等**を使った元請建設企業の資金調達支援

(1)対象者 資本金20億円以下または従業員1500人以下の建設企業

(2)対象となる建設工事 ※発注者が債権譲渡を認めていることが前提

①国・地方公共団体等の発注する建設工事等

②公共性のある一定の民間工事(電気・ガス、鉄道、病院、福祉施設、土地改良事業等)※低入札価格調査の対象となった工事や履行保証について役務的保証が求められている工事は対象外

(3)建設企業のメリット

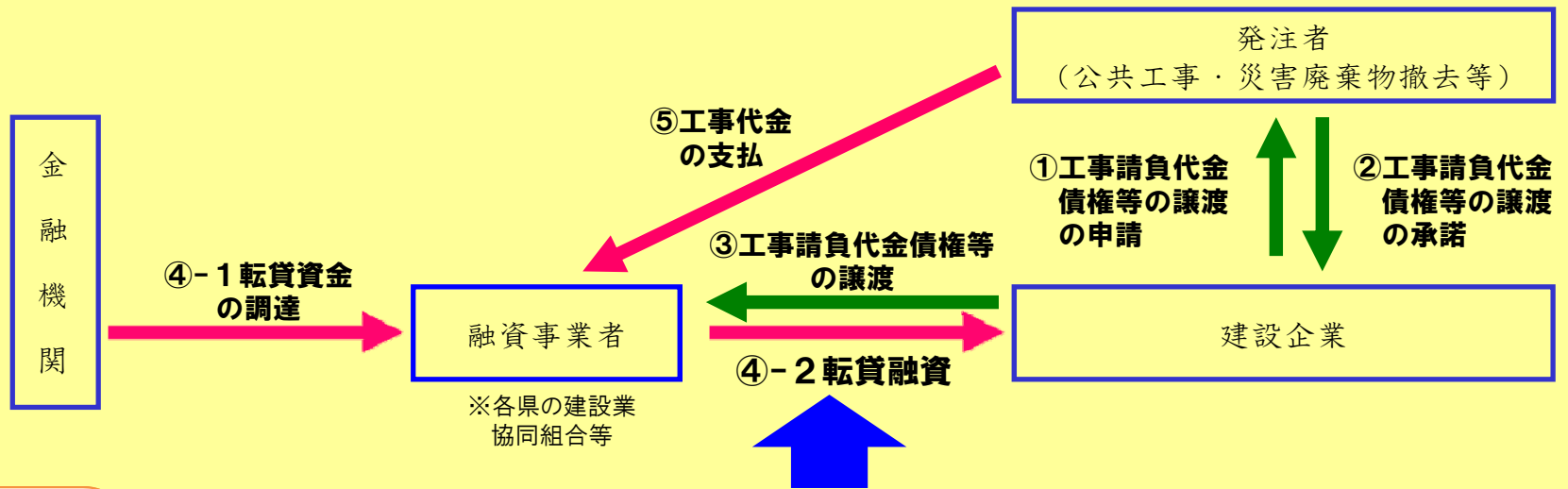
①工事**出来高に応じて融資**が受けられること…出来高2分の1を超えた時点より利用が可能。

②金利や手数料の**助成**が受けられること…支払金利、事務経費、出来高査定費用に対して助成金が支給されるため、**コスト削減**に寄与。

③**簡易・迅速**に融資が受けられること…金融機関の融資枠を利用しないため、**保証人や担保は不要**。

④**経審Y評点の改善**が図られること…本制度による借入金は、経営状況分析における「負債回転期間」の**負債額から控除**可能。

事業スキーム



<実績> (融資総額)

平成21年度	2,643件/643億円
平成22年度	2,842件/637億円
平成23年度	2,978件/675億円
平成24年度	2,970件/694億円
平成25年度	2,978件/707億円

(1件あたり平均 2,320万円)

建設業金融円滑化基金(平成28年3月末まで)
(20年度2次補正13億円、22年度補正3.2億円、24年度補正2.6億円)

建設企業等の負担する金利・事務経費等について助成

- 地域建設企業等の負担する調達金利について~~1.1%~~を上限に助成 → **0.5%**
- 事業協同組合等が負担する出来高査定経費について~~10万円~~を上限に助成 → **8万円**
- 事業協同組合等が負担する事務経費について定額~~2万円~~を助成 → **廃止**
- 地域建設企業等が負担する事務経費について~~2万円~~を上限に助成 → **廃止**

※被災3県については、従前通り。

※概ね上半期の融資分までは助成が継続すると聞いています(全建注)。

基金の取り崩しに伴い、助成終了

平成27年度末まで延長
(1年間の時限措置)

2. 下請債権保全支援事業(平成22年3月～)

○ 下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金債権等の保全の支援

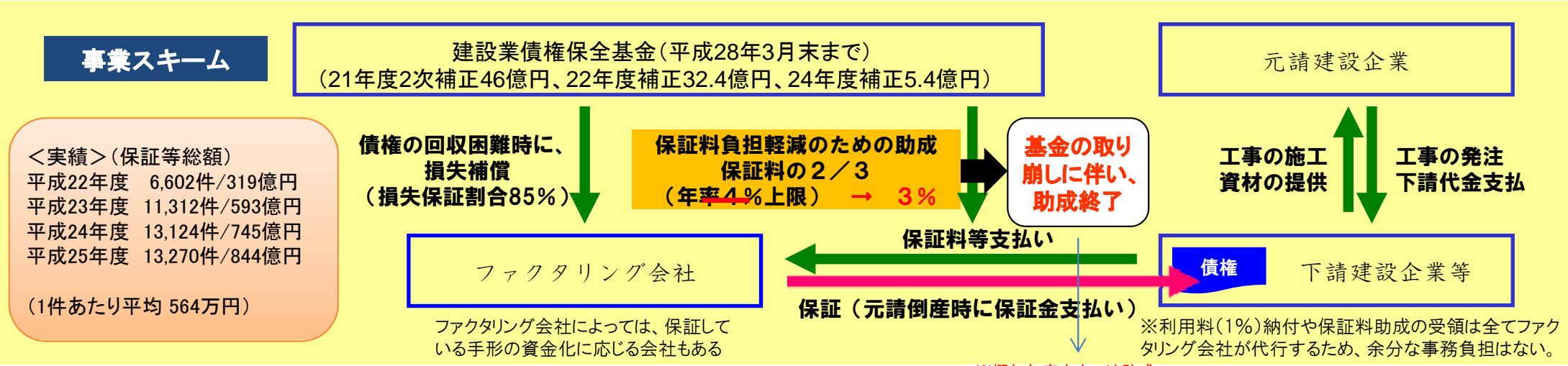
(1)対象者 資本金20億円以下または従業員1500人以下の建設企業

(2)事業の概要

- ①下請企業や資材業者が元請企業に対して有する**工事請負代金や資材代金債権(手形含む)の支払いをファクタリング会社が保証**し下請債権等を保全。
- ②万が一、元請企業の倒産等により**債権回収が困難となった場合**、ファクタリング会社が保証金を支払い。

(3)建設企業のメリット

- ①保証料に対して**助成**が受けられること…保証料の3分の2に対して、国から助成を受けることが可能。
- ②元請企業に保証を掛けていることを知られないこと…いわゆる「サイレント保証」であること。(※保証履行に至った場合を除く)
- ③あらゆる工事が対象となること…**公共工事だけでなく、民間工事も対象**となること。
- ④二次下請の方も利用できること…一次下請企業のみならず、二次下請企業も、直接請負関係にある発注企業の保証を申し込むことができること。



3. 建設業災害対応金融支援事業(平成25年3月～)

平成26年度末にて終了
(廃止)

- 国・地方公共団体と災害協定を締結する建設企業等による建設機械の購入・保有の支援
- 建設機械を購入する際の資金の調達金利について、**初年度1年分の金利の2/3(上限は年利4%)を助成**
- 対象機種は、建設機械抵当法施行令別表に規定する建設機械のうち、41機種。
(東日本大震災により建設機械を滅失した建設企業が、滅失した機械の代替とする場合は、別表に規定するすべての建設機械が対象)

<実績>(助成決定)
平成25年度
803台/15,570万円
(参考)1件あたり平均値
・平均本体価格 1,584万円/台
・平均金利助成額 19.3万円/台

